

平成21年6月23日

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目3番12号
新日本石油株式会社
代表取締役社長 西尾進路

第194回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当会社第194回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第194期（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第194期（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）計算書類の内容報告の件
- ◎本件は、上記2件の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

◎本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当は1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 定款中一部変更の件

◎本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の主たる内容は、次のとおりであります。

- (1) 今後の太陽電池および蓄電装置に関する事業の展開に備え、定款第2条（事業目的）を変更いたしました。
- (2) 株券電子化（「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行による上場会社株式の株式振替制度への一斉移行）に伴い、株券を発行する旨を規定す

る変更前の定款第6条を削除するとともに、その他の関連規定（変更前の定款第8条、第9条、第11条、第14条、第36条、第37条）について、所要の変更を行いました。また、株券喪失登録簿については、株券電子化後も1年間は、その作成および備置きに関する事務を株主名簿管理人に委託することが必要であるため、附則として所要の規定を設けました。

(3) 社外取締役の招聘に資するために、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができるようにいたしたく、定款第21条として所要の規定を新設いたしました。

(4) 変更前の定款第6条の削除に伴い、変更前の定款第7条から第21条までの条数を順次繰り上げました。

なお、変更前および変更後の定款は、後記記載のとおりであります（変更のない条文の記載は省略してあります）。

第3号議案 取締役19名選任の件

◎本件は、渡 文明、西尾進路、佐谷 信、小林俊和、松村幾敏、中村雅仁、平井茂雄、上野 観、木村 康、神野康夫、孝橋純一、倉持 誠、山縣由起夫、北村光、池田道雄、岡崎 肇、大野 博および古関 信の各氏が再選され、新たに小宮山 宏氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

◎本件は、新たに大町 章氏が選任され、就任いたしました。

以 上

<ご参考>

平成21年6月23日以降の当会社の取締役および監査役ならびに執行役員の体制は、次のとおりとなりました。

1. 取締役および監査役

代表取締役会長	渡	文	明
代表取締役社長	西	尾	進
代表取締役	佐	谷	信
代表取締役	小	林	俊
代表取締役	松	村	幾
取締役	中	村	雅
取締役	平	井	茂
取締役	上	野	観
取締役	木	村	康
取締役	神	野	康
取締役	孝	橋	純
取締役	倉	持	誠
取締役	山	縣	由起
取締役	北	村	光
取締役	池	田	道
取締役	岡	崎	肇
取締役	大	野	博
取締役	古	関	信
取締役	小宮山		宏
常勤監査役	田	渕	秀
常勤監査役	大	町	章
監査役	藤	井	正
監査役	春		英
監査役	阪	田	雅

(注) 小宮山 宏氏は社外取締役であり、藤井正雄、春 英彦および阪田雅裕の各氏は社外監査役であります。

2. 執行役員

社長執行役員	西尾進路
副社長執行役員国際事業本部長 兼 需給本部長	佐谷信
副社長執行役員	小林俊和
副社長執行役員新エネルギーシステム事業本部長 兼 研究開発本部長	松村幾敏
常務執行役員小売販売本部長	中村雅仁
常務執行役員経営管理第1本部長	平井茂雄
常務執行役員化学品本部長	上野観
常務執行役員エネルギー・ソリューション本部長	木村康
常務執行役員潤滑油事業本部長	神野康夫
常務執行役員環境・品質本部長 兼 製造技術本部長	孝橋純一
常務執行役員国際事業本部副本部長	倉持誠
常務執行役員経営管理第2本部長	山縣由起夫
常務執行役員	松井裕
執行役員秘書室長	北村光
執行役員総合企画部長	池田道雄
執行役員小売販売本部副本部長	矢幡智彦
執行役員研究開発本部中央技術研究所長	岡崎肇
執行役員小売販売本部リテール販売部長	平山芳樹
執行役員化学品本部化学品総括部長	山崎誠二郎
執行役員化学品本部機能化学品1部長	中野治雄
執行役員エネルギー・ソリューション本部エネルギー・ソリューション1部長	三宅俊作
執行役員北京事務所長	棚橋信之
執行役員研究開発本部研究開発企画部長	吉田正寛
執行役員東北支店長	小林道康
執行役員製造技術本部工務部長	倉田一郎
執行役員関東第1支店長	松尾博一
執行役員環境・品質本部社会環境安全部長	小野寛
執行役員関東第3支店長	田中亨
執行役員潤滑油事業本部潤滑油総括部長	荒木康次
執行役員化学品本部機能性樹脂部長	田中和幸

執行役員九州支店長	吉川志郎
執行役員経営管理第2本部総務部長	川田順一
執行役員エネルギー・ソリューション本部エネルギー・ソリューション3部長	松澤永泰
執行役員小売販売本部販売総括部長	杉森務
執行役員製造技術本部技術部長	安達博治

(注) 小野 寛氏の執行役員環境・品質本部社会環境安全部長への就任は、平成21年6月25日付であり、杉森 務氏の執行役員小売販売本部販売総括部長への就任は、同年6月24日付であります。

配当金のお支払いについて

第194期の期末配当金につきましては、「配当金領収証」を同封いたしますので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお受け取り願います。

また、金融機関の口座への振込みをご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封しておりますので、ご確認願います。

定款変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次に掲げる事業を行うことを目的とする。</p> <p>1 } } } [条文の記載省略] 4 }</p> <p>5 燃料電池、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの開発、製造及び販売</p> <p>6 } } } [条文の記載省略] 18 }</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第7条 [条文の記載省略]</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、第6条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、第12条に規定する株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主（株券等の保管及び振替に関する法律に定める実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3 次条の規定により単元未満株式の売渡しを請求する権利</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次に掲げる事業を行うことを目的とする。</p> <p>1 } } } [変更前第1号～第4号のとおり] 4 }</p> <p>5 燃料電池、<u>太陽電池、蓄電装置</u>、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの開発、製造及び販売</p> <p>6 } } } [変更前第6号～第18号のとおり] 18 }</p> <p>[削 除]</p> <p>第6条 [変更前第7号のとおり]</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>[削 除]</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 } 2 } } [変更前第9条第1号～第3号のとおり] 3 }</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(単元未満株式を有する株主の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主は、第12条に規定する株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社は、株主名簿(株券等の保管及び振替に関する法律に定める実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿(以下「株主名簿等」と総称する。)の作成及び備置きその他の株主名簿等に関する事務を株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条 } [条文の記載省略]</p> <p>第13条 }</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主を定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定める。</p> <p>第15条 } [条文の記載省略]</p> <p>第21条 }</p> <p>[新 設]</p>	<p>(単元未満株式を有する株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の株主は、第11条に規定する株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 [変更前第11条第1項のとおり]</p> <p>② [変更前第11条第2項のとおり]</p> <p>③ 当社は、株主名簿及び新株予約権原簿(以下「株主名簿等」と総称する。)の作成及び備置きその他の株主名簿等に関する事務を株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条 } [変更前第12条および第13条のとおり]</p> <p>第12条 }</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記載されている株主を定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定める。</p> <p>第14条 } [変更前第15条～第21条のとおり]</p> <p>第20条 }</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約の締結)</u></p> <p>第21条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(期末配当) 第36条 当社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議によって剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第37条 当社は、毎年9月30日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p>(期末配当) 第36条 当社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議によって剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第37条 当社は、毎年9月30日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>本附則は、平成22年1月5日まで有効なものとし、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>